

名古屋市告示第125号

名古屋市緑化センターの開館日の変更について

名古屋市緑化センター条例（昭和55年名古屋市条例第17号）第9条第3項の規定により、次のとおり名古屋市緑化センターの開館日を変更しますので、名古屋市緑化センター条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第61号）第3条の2第2項の規定により告示します。

令和8年3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

変更内容

令和8年3月30日及び同年4月6日を開館日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課